議案第１３号

# 学校健全育成サポートチーム等設置規則

（目的）

第１条 この規則は、千代田区いじめ防止等のための基本条例（平成 27 年条例第 27 号。以下「条例」という。）第 14 条第６項に基づき、学校健全育成サポートチーム等の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、別に定めるものを除き条例の定めるところによる。

（組織）

第３条　学校健全育成サポートチーム等は、次の各号に掲げる区分により、学校健全育成サポートチームにあっては当該区立学校の校長が、児童施設等健全育成サポートチームにあっては児童・家庭支援センター所長が選任する 20 名以内の構成員をもって組織する。

（１）学識経験を有する者又は法律、心理、医療等に関する専門的な知識を有する者

（２）指導主事又は児童・家庭支援センターの職員

（３）警察その他の関係機関の職員

（４）民生・児童委員、青少年委員その他の地域住民

（５）スクールソーシャルワーカー

（６）スクールカウンセラー

（７）その他座長が必要と認める者

２　構成員の任期は１年とし、再任することができる。

３　前項の規定にかかわらず、補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。

４　学校健全育成サポートチーム等に座長を置く。

５　座長は、構成員の互選により定める。

６　座長は、学校健全育成サポートチーム等を代表し、会務を総理する。

（所掌事務）

第４条　学校健全育成サポートチーム等は、次に掲げる事務を行う。

（１）条例第 14 条第２項及び第４項に規定する重大事態が発生した場合の調査及び報告

（２）専門的見識に基づいたいじめの防止等の適切な対応策の検討

（３）いじめの防止等に係る保護者及び学校等への指導及び助言

（４）いじめの被害を受けた児童等に対する支援

２　学校健全育成サポートチーム等は、毎年度当初に、いじめ問題等が発生した場合の対応及び学校健全育成サポートチーム等の活動方針について、あらかじめ協議し、取り決めておくものとする。

３　学校健全育成サポートチーム等は、第１項の事務を処理するにあたり、必要な部会を置き、又は適当と認める構成員に事務の一部を行わせることができる。

（会議）

第５条　健全育成サポートチーム等の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

２　会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

４　学校健全育成サポートチームにあっては当該区立学校の校長、児童施設等健全育成サポートチームにあっては児童・家庭支援センター所長は、会議に出席することができる。

５　健全育成サポートチーム等は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

６　会議は、非公開とする。ただし、議事録を作成し、千代田区情報公開条例（平成 13 年条例第２号）又は千代田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 43 号）の規定に基づき公開又は開示する。

（報告）

第７条　座長は、健全育成サポートチーム等の活動について、教育長に報告するものとする。

（守秘義務）

第８条　座長及び学校健全育成サポートチーム等の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第９条　学校健全育成サポートチームの庶務は、当該区立学校が、児童施設等健全育成サポートチームの庶務は、児童・家庭支援センターが、それぞれ処理する。

（委任）

第 10 条　この規則に定めるもののほか､学校健全育成サポートチーム等に関し必要な事項は、子ども部長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年３月１日から適用する。